

# 栗原市分別収集計画 (第10期)

令和4年6月  
栗原市

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2・3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	4
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、栗原市では一般廃棄物の収集運搬及び処理を行っており、処理を担っている施設である最終処分場、クリーンセンター、衛生センターが老朽化による施設更新が必要なことから、施設ごとではなく一般廃棄物処理施設の全体を見通した総合的な計画が必要であることから、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定を進めている。

また、現存の施設についても、施設の延命化を図るため、より一層効率的な運用及び延命化を図るため、ごみの減量及び資源化のさらなる推進をすることが急務である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズ（不要なものは買わない）、リペア（修理しながら使う）を加えた5Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者及び行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の更なる減量化及び資源化を推進するとともに、一般廃棄物処理施設の延命化や循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・ 民間のリサイクル業者との連携

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

表－1

法令上の規定	本市における対象品目
①主としてスチール製の容器	スチール缶
②主としてアルミニウム製の容器	アルミ缶
③無色のガラス製容器	生きビン、 その他のビン
④茶色のガラス製容器	
⑤その他のガラス製容器	
⑥主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器	紙パック
⑦主として段ボール製の容器	ダンボール
⑧主として紙製の容器包装であって、⑥⑦に掲げるものを除いたもの	紙製容器包装

<p>⑨主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの</p>	<p>ペットボトル</p>
<p>⑩主としてプラスチック製の容器包装であって、⑨に掲げるものを除いたもの</p>	<p>プラスチック製容器包装</p>

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表－2のとおりである。なお、参考までに品目ごとの内訳を表－3に示した。

表－2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）  
（単位：t／年度）

区 分	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
容器包装廃棄物	3,166.5	3,147.6	3,128.9	3,110.0	3,091.4

表－3 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（区分別）  
（単位：t／年度）

区 分	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
スチール製の容器	110.1	109.4	108.8	108.1	107.5
アルミニウム製の容器	173.8	172.8	171.8	170.7	169.7
無色のガラス製容器	221.6	220.3	219.0	217.7	216.4
茶色のガラス製容器	276.7	275.0	273.4	271.7	270.1
その他のガラス製容器	55.0	54.7	54.4	54.1	53.7
飲料用紙容器	78.2	77.8	77.3	76.8	76.4
段ボール製の容器	483.8	480.9	478.0	475.2	472.3
その他の紙製容器包装	396.9	394.5	392.2	389.8	387.5
P E T製容器包装	301.3	299.5	297.7	295.9	294.1
その他のプラスチック製容器包装	1,069.1	1,062.7	1,056.3	1,050.0	1,043.7
合 計	3,166.5	3,147.6	3,128.9	3,110.0	3,091.4

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては市民、事業者、リサイクル業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力や連携を図る。

また、栗原市においては、廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例に基づき「廃棄物減量等推進審議会」の設置し、「広く市民の意見を聞きながら廃棄物の減量及びリサイクル化を積極的に推進する。

### (1) 教育、啓発活動の推進

- ・ これまでに推進してきたごみの減量化、資源化及びごみの排出抑制のための広報活動を更に推進し、各地区衛生組合や各種団体等の協力を得て市民、事業者にごみに対する認識を深めてもらう。
- ・ 分別排出、再生利用の意義及び効果等、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ プラスチック容器などが資源化物として回収されるように、容器の出し方の紹介、啓発を行っていく。

### (2) 市民・事業者への協力要請

- ・ 流通、販売段階での過剰包装抑制の啓発や販売店による飲料用紙パックの自主回収の推進、事業活動に伴うごみの減量化、資源化について事業者へ協力を要請する。
- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を図っていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表-4のように定める。

また、市民の協力度、収集委託業者が保有している車両・機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を同表右欄のとおりとする。

表-4

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミニウム製の容器	アルミ缶
無色のガラス製容器	生きビン、その他のビン
茶色のガラス製容器	
その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装



8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表－5

(単位：t／年度)

容器包装廃棄物の種類	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
①主としてスチール製の容器	39.3	38.6	37.9	37.2	36.5
②主としてアルミニウム製の容器	64.9	63.7	62.6	61.5	60.3
③無色のガラス製容器	155.7	152.9	150.1	147.4	144.6
	引渡 量( 0) 独自処理量(155.7)	引渡 量( 0) 独自処理量(152.9)	引渡 量( 0) 独自処理量(150.1)	引渡 量( 0) 独自処理量(147.4)	引渡 量( 0) 独自処理量(144.6)
④茶色のガラス製容器	194.6	191.1	187.7	184.3	180.8
	引渡 量( 0) 独自処理量(194.6)	引渡 量( 0) 独自処理量(191.1)	引渡 量( 0) 独自処理量(187.7)	引渡 量( 0) 独自処理量(184.3)	引渡 量( 0) 独自処理量(180.8)
⑤その他のガラス製容器	38.9	38.2	37.5	36.8	36.1
	引渡 量( 0) 独自処理量( 38.9)	引渡 量( 0) 独自処理量( 38.2)	引渡 量( 0) 独自処理量(37.5)	引渡 量( 0) 独自処理量(36.8)	引渡 量( 0) 独自処理量(36.1)
⑥主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
⑦主として段ボール製の容器	146.8	144.2	141.6	139.1	136.5
⑧主として紙製の容器包装であって⑥⑦に掲げるものを除いたもの	35.8	35.2	34.6	34.0	33.4
	引渡 量( 0) 独自処理量( 35.8)	引渡 量( 0) 独自処理量(35.2)	引渡 量( 0) 独自処理量(34.6)	引渡 量( 0) 独自処理量(34.0)	引渡 量( 0) 独自処理量(33.4)
⑨主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	129.3	127.0	124.7	122.5	120.2
	引渡 量( 0) 独自処理量(129.3)	引渡 量( 0) 独自処理量(127.0)	引渡 量( 0) 独自処理量(124.7)	引渡 量( 0) 独自処理量(122.5)	引渡 量( 0) 独自処理量(120.2)
⑩主としてプラスチック製の容器包装(⑨に掲げるものを除く)	223.6	219.6	215.6	211.7	207.7
	引渡 量( 0) 独自処理量(223.6)	引渡 量( 0) 独自処理量(219.6)	引渡 量( 0) 独自処理量(215.6)	引渡 量( 0) 独自処理量(211.7)	引渡 量( 0) 独自処理量(207.7)
合 計	1,030.9	1,012.5	994.3	976.6	958.1

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（表-5）を下記の方法により算定した。

【算定方法】

令和3年度の分別基準適合物等の収集実績に第2次栗原市一般廃棄物処理基本計画の推計人口にかかる変動率を基に見込みを算出。

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
62,964人	61,851人	60,737人	59,624人	58,510人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市の収集・運搬については市が委託する業者が実施し、選別・圧縮・保管等の施設についても民間業者を活用する。

表－6

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器	スチール缶	市の委託業者	民間施設
主としてアルミニウム製の容器	アルミ缶		
無色のガラス製容器	生きビン、 その他のビン		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック		
主として段ボール製の容器	ダンボール		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、容器包装の選別、圧縮、保管は民間業者のリサイクル施設を利用している。

表－7

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	中間処理
主としてスチール製の容器	スチール缶	民間施設
主としてアルミニウム製の容器	アルミ缶	
無色のガラス製容器	生きビン、 その他のビン	
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック	
主として段ボール製の容器	ダンボール紙	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・分別収集は現行の収集形態を基本とするが、効率的及び適正な分別収集を推進するため、分別方法、排出方法、及び収集日程等を検討しながら進める。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。